

令和元年度

杉並区の清掃事業



はじめに

平成12年度に東京都から、清掃事業が区に移管されて20年が経過する中、高齢者や単身世帯、外国人居住者等の増加、また、コミュニティの希薄化や生活様式の多様化など、地域社会を取り巻く状況は変化してきています。

さらに、資源の枯渇や異常気象の発生などに高い関心が寄せられ、廃棄物処理の適切な対応が、重要な課題として取り挙げられ、循環型社会の構築に向けた取組の強化が求められています。

区においては、「区民が主体となりごみの減量化に向けて着実に取り組んでいける地域社会の実現」を目標に掲げ、食品ロスの削減や不燃ごみの資源化の推進等、更なるごみの減量と資源化の促進に取り組むとともに、ごみの減量の意識啓発にも努めているところです。

その結果、区内のごみ収集量は清掃事業移管時より約30%減少しており、平成30年度の区民一人1日当たりのごみ排出量は8年連続東京23区で最少となる等、ごみの減量化は着実に進んできています。

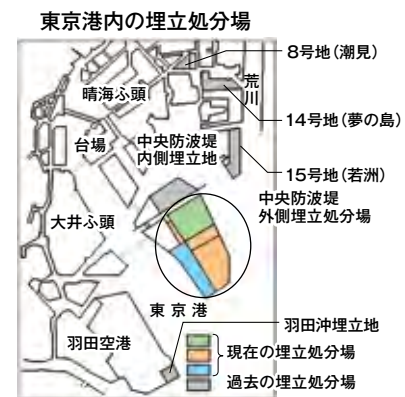
後世に良好な環境を引き継ぐためには、区民、事業者が主体となって、環境に配慮した暮らしや事業活動へと転換を図ることが必要です。

環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の実現のために、ごみを発生させないライフスタイルへの転換などを支援していきます。

目次

1	目指しています ごみの減量！	1 - 3
2	杉並区一般廃棄物処理基本計画	4
3	区の手組み	5 - 9
4	23区のごみと資源の流れ	10 - 11
5	ごみ・資源の量	12 - 13
6	ごみ・資源の処理にかかる経費	14
7	杉並区の清掃事業の歴史	15
8	杉並清掃工場	16 - 17

1 目指しています ごみの減量！



東京23区のごみは焼却・破碎等の処理をした後、東京港内の最終処分場に埋立処分されます。この最終処分場は、東京港内に作る事ができる最後の埋立処分場で、あと約50年で満杯になるといわれています。埋立処分場の延命のためにも、ごみの減量は、取り組むべき重要な課題です。

ごみを減らすために大切なこと～3Rの実践

ポイント① リデュース (REDUCE) ～ごみを出さないようにする～

生ごみ・食品ロスの削減で、ごみ全体の減量に！

杉並区の家からでるごみのうち、約37%が生ごみです。(令和元年度「家庭ごみ排出状況調査」より)

現在、過剰除去・食べ残し等による食品ロスが大きな問題となっています。

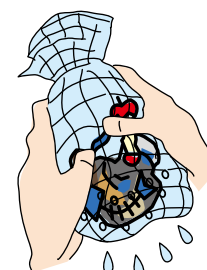
生ごみや食品ロスは、ちょっとした工夫やアイデアで簡単に減量できます。身近なことからごみの減量をはじめませんか。



●生ごみを減らしましょう ～ごみの減量のポイント～

生ごみはギュッとひとしぼり

生ごみは水分を多く含んでおり、ひとしぼりするだけで約10%の減量が見込めます。また、水切りすることで臭いの防止にも役立ちます。



●食品ロスを減らしましょう ～暮らしの中でひと工夫～

消費期限と賞味期限の違いを知ろう！

【消費期限とは】品質の劣化が早い食品に表示されている「**食べても安全な期限**」のこと。

【賞味期限とは】長期保存ができる食品に表示されている「**おいしく食べられる期限**」のこと。(いずれも開封前の期限)



買い物前の在庫チェック！

必要な食品を、必要なときに、必要な量だけ購入しましょう。



調理の仕方にひと工夫！

食材は無駄なく使い切りましょう。また、料理は食べきれぬ量を作りましょう。区では「食べきりレシピ」をホームページで公開しています。



●フードドライブ ～もったいないをありがとうに～



フードドライブとは、家庭で使いきれない食品（未利用食品）を持ち寄り、福祉団体や施設などに寄付する活動のことです。

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品（食品ロス）の削減と食品の有効活用を目的に、家庭で使いきれない未利用食品の受付窓口（区内10か所）を設置しています。提供いただいた未利用食品は、区内の子ども食堂、杉並区社会福祉協議会などに寄付しています。

●「食べのこし^{ゼロ}応援店」の登録 ～今日のあなたにちょうどいい量を～

食品ロス削減のため、平成30年12月から、小盛りメニューや持ち帰り少量パックなど食品ロスの削減に取り組んでいるお店を「食べのこし^{ゼロ}応援店」として登録する制度を開始しました。

「食べのこし^{ゼロ}応援店」の登録店舗は、274店舗（令和2年1月31日現在）です。

適量を注文、購入し、食品ロスを減らしましょう。

※登録店舗の詳細は、区ホームページ「食べのこし^{ゼロ}応援店」をご覧ください。
（右2次元コードからアクセス可）



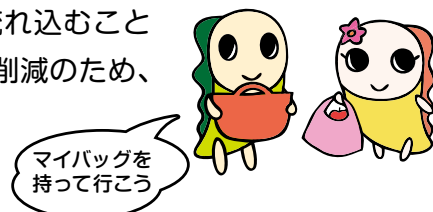
▲「食べのこし^{ゼロ}応援店」ステッカー



▲「食べのこし^{ゼロ}応援店」ポスター

●ワンウェイプラスチックを減らしましょう ～いつも持とうよ! マイバッグとマイボトル～

ワンウェイ(使い捨て)プラスチックごみが、街中の河川から海に流れ込むことで海が汚染され、世界で問題になっています。ワンウェイプラスチック削減のため、外出時にはマイバッグを携帯し、また、プラスチック製のストローやスプーンなどもできる限りもらわないようにしましょう。



ポイント② リユース(REUSE) ～捨てずに繰り返し使う～

必要としている人に譲る
どうぞ使って!

ありがとう!



詰め替えのできる
商品を選ぶ



工夫して新しい
使い道を考える



タオル→雑巾

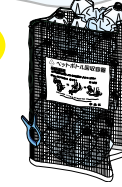
ポイント③ リサイクル(RECYCLE) ～混ぜたらごみ・分ければ資源～

ごみと資源をきちんと分別して、もう一度資源として生かしましょう。可燃ごみ、不燃ごみには、資源(びん・かん・プラスチック製容器包装・ペットボトル・雑がみ等)がたくさん混ざっています。

や^{PET}はサッとすすいで資源に



又は



※汚れの取れないものは可燃ごみに出して下さい。

雑がみ(紙箱・包装紙等)も資源に分別

紙ごみの中には資源になるものがまだたくさん含まれています。紙以外の部分はできるだけ取り外し、古紙の収集日に出しましょう。



●食用油のリサイクル ～家庭から出る食用油の回収～



令和元年4月から、家庭で使い終わった天ぷら油や、賞味期限の切れた食用油の回収拠点（区内5か所）を設置しました。回収した食用油は、石けんや肥料、バイオディーゼル燃料等にリサイクルされます。

2 杉並区一般廃棄物処理基本計画

現在の計画は、平成24年4月に策定した「杉並区基本構想（10年ビジョン）」で掲げた「みどり豊かな環境にやさしいまち」と「杉並区総合計画（10年プラン）」で掲げた「ごみの減量と資源化の推進」を具体的に実現するための、区民・事業者・NPO・区が適切な役割分担の下に一体となった行動指針であり、平成30年7月に改定したものです。

計画期間

平成30年度(2018年度)を初年度とし、最終年度は杉並区総合計画（10年プラン）に合わせ令和3年度(2021年度)とする4か年の計画です。

計画目標と目標達成に向けた取り組み

「区民が主体となりごみの減量化に向けて着実に取り組んでいける地域社会の実現」を目標に掲げ、その実現を目指します。

この計画目標を達成するための取組は以下のとおりです。

- (1) 更なるごみの減量を着実に進めること
- (2) 分別の徹底と資源化の促進を図ること
- (3) 区民・事業者・NPOとの協働による取組を推進すること
- (4) 多様な情報媒体の活用と教育の充実を図ること
- (5) 公民協働による継続的な進行管理を行うこと

計画指標

	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和3年度 (最終目標年度)
〈指標1〉 区民一人1日当たりのごみ排出量 (g/人日)	474	470	466	450
〈指標2〉 資源回収率 (%)	28.1	27.8	27.5	33.0

〈指標1〉 区民一人1日当たりのごみ排出量 = (区が収集している年間の可燃ごみ量 + 不燃ごみ量 + 粗大ごみ量) ÷ 人口 ÷ 365日

〈指標2〉 資源回収率 = 資源回収量 ÷ (区収集ごみ量 + 資源回収量)

3 区の取り組み

環境学習を推進しています！

●環境学習等への職員派遣

ごみの減量やリサイクルの必要性について、理解を深めてもらうことを目的に、小・中学校、保育園等の環境学習に職員を派遣しています。環境学習のご要望がございましたら、管轄の清掃事務所までご連絡ください。また、一般の方へも実施可能ですので、お気軽にご相談ください。



▲ごみ収集体験の様子



▲紙芝居の様子



▲ペットボトルの分別体験の様子

環境学習では、ごみの積み込み状況を観察できる、専用の清掃車「ごみぱっくん号」でごみ収集体験ができます。また、区のアニメキャラクター「なみすけ」が登場する、職員手作りの紙芝居や劇、クイズを行うなど、ごみと資源の分別について子どもたちが興味を持って、楽しく学べるように工夫を凝らした学習をお届けしています。

また、外国人住民の増加に合わせ、職員は外部から講師を招いた「わかりやすい日本語コミュニケーション講座」を職員が受講し、外国人とのコミュニケーションのスキルアップに日々取り組んでいます。

スマートフォン用アプリケーション「なみすけのごみ出し達人」を配信

ごみ・資源の分け方・出し方を調べることができるスマートフォン用アプリケーション「なみすけのごみ出し達人」を配信しています。

外国語（英語、中国語〔簡体〕、韓国語・朝鮮語、ネパール語、ベトナム語、フィリピン語）に対応しています。

「なみすけのごみ出し達人」



無料配信中！
ダウンロードはこちらから



▲ Android 版



▲ ios 版

【機能例】

- ・区からのお知らせ配信
- ・ごみ出し日を知らせるアラーム機能
- ・ごみ分別辞典
- ・ごみの日カレンダー
- ・環境学習機能
- ・粗大ごみ受付システムへのリンク など

家庭ごみの排出の適正化・ふれあい事業

●ふれあい指導

集積所に排出されたごみ袋を開けて調査し、分別のルールが守られていない排出者に対して、個別に指導・助言を行っています。

また、排出者が特定できない場合は、警告シールを貼って集積所に残すこともあります。



▲分別の調査中

●ふれあい収集

ごみを集積所に出すことが困難な高齢者や障害のある方の方のみの世帯には、職員が戸別に玄関先まで訪問して、可燃ごみ、不燃ごみ、資源の収集や、家屋の中から粗大ごみの運び出しを行っています。

また、ごみが出ていない場合には、声かけや高齢者部門等への連絡など、対象者の見守りも担っています。特に、夏場は熱中症対策の一環として安否確認を強化しています。



▲高齢者世帯の粗大ごみの運び出し



▲高齢者世帯のベッド移動の手伝い



●ふれあい連絡帳

ふれあい収集を利用している世帯を対象に、利用者とのふれあいをより深めるために、季節毎にふれあい連絡帳を配布しています。

ふれあい連絡帳の通信欄に、身近な困りごとやお手伝いしてほしいことなどを記入していただき、ごみの収集や分別方法の相談だけでなく、家具の移動や高所の電球・蛍光灯の交換など、短時間で完了できる軽作業も行っています。

カラス対策

カラス対策に最も効果があるのは、ふた付きの容器で出すことです。区では集積所でのごみの散乱を防ぐため、カラスネットと折り畳み式防鳥用ボックスを配布しています。なお、折り畳み式防鳥用ボックスは事前に区が設置状況等を確認してから配布します。

また、特殊な塗料を使用しカラス対策に効果のある、杉並区推奨可燃ごみ収集袋「黄色いごみ袋」は、区役所内「コミュかるショップ」や区内の一部スーパーで販売しています。



▲ふた付きの容器



▲カラスネット



▲折り畳み式防鳥用ボックス



▲杉並区推奨可燃ごみ収集袋「黄色いごみ袋」

集団回収の支援

地域の住民と連携した集団回収は、町会・自治会、集合住宅の管理組合、学校、PTA、近所の方々などが2世帯以上集まって、自主的に行う資源回収です。回収場所・日時・品目・回収業者を決めて、家庭から出る資源を持ち寄り、回収業者に引き渡します。区は回収量に応じて報奨金を支給し、活動を支援しています。

集団回収は、持ち去り防止や良質な資源の回収に大きな効果があります。また、地域の結びつきを強めるとともに、ごみ減量やリサイクルに対する意識の向上につながります。



【集めるもの】

- ① 古紙
- ② リターナブルびん
- ③ かん
- ④ 布類



★区は支援しています！

- 登録団体には
- 報奨金 6円/kg (町会・自治会は7円/kg) を支給します。
 - 年1回軍手や紙ひもなど、物品の支援をします。

【問い合わせ先】NPO法人 すぎなみ環境ネットワーク (P8参照)

●地区回収団体

現在、集団回収団体として登録している町会・自治会(アパート・団地以外)で、地域に根ざした活動をしている団体を、地区回収団体として認定しています。地区回収団体は、資源持ち去り対策の一環として、地区内の集積所に出された資源を集めることができるとともに、資源持ち去りパトロールを実施しています。

資源の持ち去り対策

安定的な資源回収事業を実施していくため「杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」に基づき、資源回収地域の早朝パトロールを実施し、資源の持ち去り行為に対し、氏名等の公表や20万円以下の罰金の規定を設けています。

また、資源の持ち去りを繰り返す悪質な違反者に対しては、区内の警察署と協力して、告発をしています。資源の持ち去り防止のため早朝回収の推進や集団回収との連携、区専用古紙回収袋の配布など、複合的な取組を進めています。

取締まり実績 ※数値は延件(人数)。令和元年度は9月末現在の数値

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
警告書交付	1	0	2	0	0
禁止命令書交付	36	21	34	4	1
警察署への告発	3	3	3	0	0
氏名等公表	15	15	13	6	0



▲「持ち去り厳禁」古紙回収袋(新聞・雑がみ用)



資源(古紙)を夜中に出すことはやめましょう

資源(古紙)を夜中に出すことは、交通の妨げや放火の原因となるばかりか、持ち去り業者の活動を助長することにもなります。持ち去り業者は深夜・早朝も活動しています。

清掃広報紙等の発行

- ごみパックン …………… 年4回発行
- ごみパックン中学生版 …………… 年1回発行
- 杉並区の清掃事業 …………… 隔年発行
- できることからはじめよう(小学4年生社会科副読本) …… 年1回発行
- ごみ・資源の収集カレンダー …………… 年1回発行



リサイクルひろば高井戸（環境活動推進センター）

●家具等のリサイクル・不用品情報コーナー

家庭で不用になった使用可能な家具や、衣料品等を無償で提供していただき、展示販売をしています。また、不用になった生活用品の交換情報を、下記のホームページ上で登録・提供しています。

【問い合わせ先】NPO 法人 すぎなみ環境ネットワーク
 杉並区高井戸東3-7-4 環境活動推進センター内
 TEL 03-5941-8701 インターネット：<http://www.ecosuginet.jp/>

環境清掃審議会

環境の保全及び廃棄物の適正な処理並びに再利用の促進に関して、必要な事項を審議する区長の附属機関として設置され、区長からの諮問事項を調査・審議しています。委員は区民・区議会議員・学識経験者等により構成されています。

清掃協力事業

清掃事業を円滑に進めるためには、地域の皆様の協力が欠かせません。

杉並清掃事務所では、清掃協力事業（清掃懇談会、清掃研修会、清掃施設見学会）を、杉並区町会連合会に委託して実施しています。

- 清掃懇談会…………町会・自治会に出向き、ごみ・資源の分別方法やごみに関する様々な相談を受けたり、助言等を行っています。
- 清掃研修会…………杉並区の清掃事業の紹介をしています。
- 清掃施設見学会…リサイクル意識の向上や廃棄物処理技術の普及啓発を図っています。



▲清掃施設の見学会

事業系ごみの排出の適正化

事業活動に伴って発生するごみ・資源は、事業者が自らの責任で処理することが法令により定まっております。廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託することが原則です。

ただし、排出量の少ない事業者のごみ・資源に限り、区が有料で収集しています。区の収集を利用する事業者は、「事業系有料ごみ処理券」の貼付が必要です。

貼付について区では、継続的に広報紙、ホームページやリーフレットの配布、商店会への説明などを行い周知に努めるとともに、未貼付の事業者には、直接訪問による指導等を行っています。



▼ステッカー



*ステッカーのある店舗で、事業系有料ごみ処理券を取り扱っています。

事業系有料ごみ処理券		
小・10リットル	1セット10枚(1枚76円)	760円
中・20リットル	1セット10枚(1枚152円)	1,520円
大・45リットル	1セット10枚(1枚342円)	3,420円
特大・70リットル	1セット5枚(1枚532円)	2,660円

平成29年10月改定料金

●事業系大規模建築物排出指導

延べ床面積1,000㎡以上の事業系建築物から排出される、事業系廃棄物の減量を進めるため、その所有者又は管理者に対し、廃棄物管理責任者の選任とその届出及び毎年度の再利用に関する計画書（再利用計画書）の提出を義務付けています。また、立入調査や廃棄物管理責任者講習会を実施しています。


4 23区のごみと資源の流れ

集積所での収集

約40,000か所 (杉並区)

※粗大ごみについては、有料・事前申込制で所定の場所で収集します。

拠点回収



集団回収

約490団体 (杉並区)

可燃ごみ

生ごみ・リサイクルできない紙類・木・草・布類・ゴム・革靴・容器包装以外のプラスチックやビニール製品等

不燃ごみ

金属・ガラス 陶磁器等

粗大ごみ(申込制(有料))

家具・電化製品などのうち最大辺が概ね30cm以上で220cm以内のもの

資源

古紙(新聞・雑誌・段ボール等)
びん(飲食用・化粧品のガラスびん)
かん(飲食用アルミ・スチール缶)
プラスチック製容器包装
ペットボトル

使用済み小型家電

(杉並区役所(ごみ減量対策課)、清掃事務所、清掃事務所方南支所、清掃事務所高円寺車庫、環境活動推進センター、柿木図書館)
携帯電話、デジタルカメラ、携帯音楽プレーヤー、ドライヤー等15品目(ただし、上記の15品目でも最大辺が30cm以上のものは粗大ごみになります。)

使用済みインクカートリッジ

(杉並区役所(ごみ減量対策課)、清掃事務所、清掃事務所方南支所、清掃事務所高円寺車庫、環境活動推進センター、高円寺・成田以外の図書館11館 ※中央図書館は令和2年8月まで休館)
キヤノン、エプソン、ヒューレット・パカード、ブラザーのメーカー4社に限定

衣類

(杉並区役所(中杉通り側)、地域区民センター[井草・永福和泉・荻窪・高円寺・西荻]、本天沼区民集会所、方南会館、宮前図書館、環境活動推進センター(リサイクルひろば高井戸))
※各施設の行事等により中止となる場合があります。
※西荻地域区民センターは令和2年10月まで休館
毎月第2土曜日の午前10時~正午まで(雨天中止)

食用油

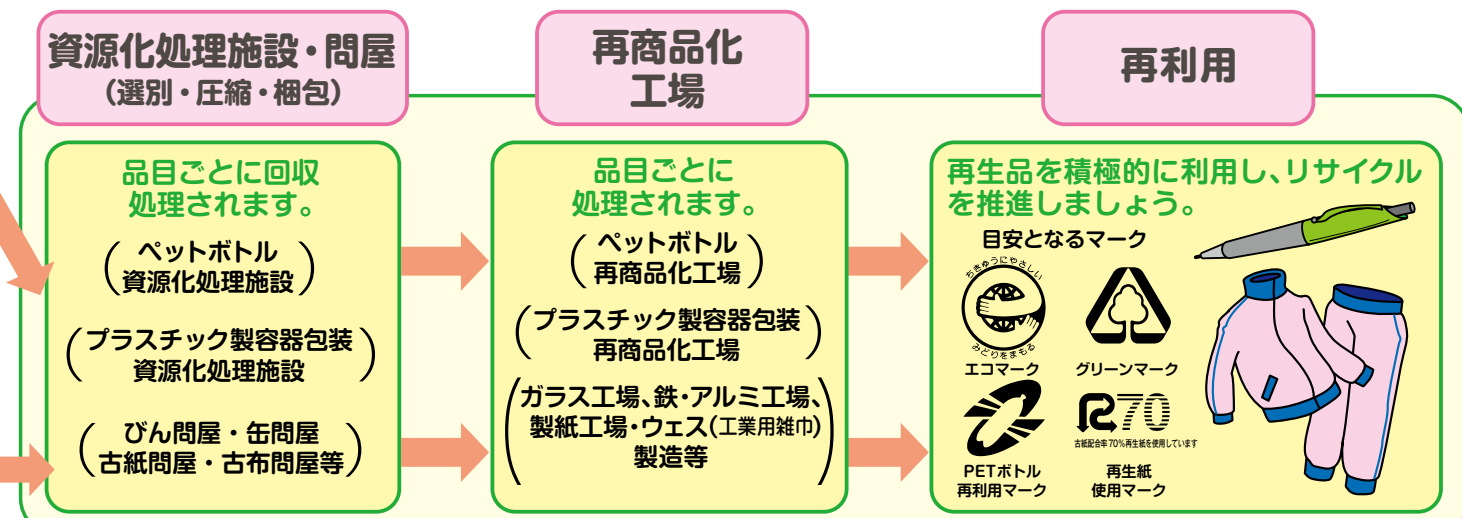
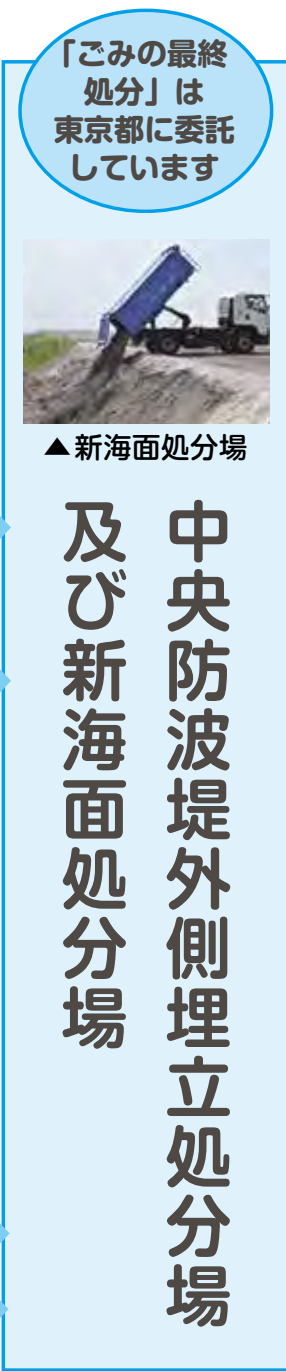
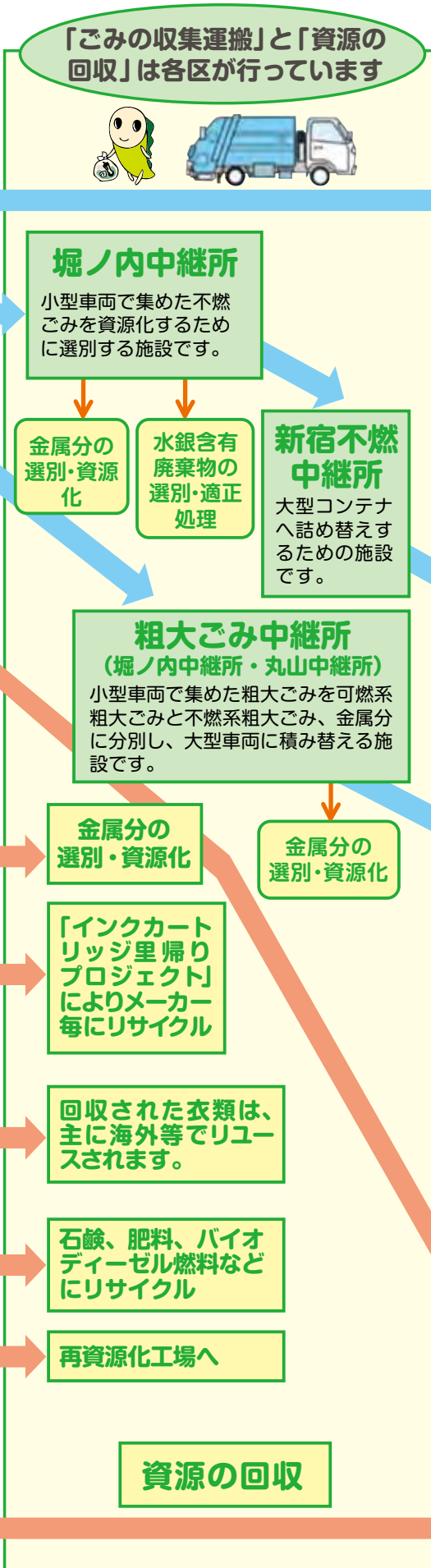
(杉並区役所(ごみ減量対策課)、清掃事務所、清掃事務所方南支所、清掃事務所高円寺車庫、環境活動推進センター)

小型充電式(二次)電池

(杉並区役所(ごみ減量対策課)、清掃事務所、清掃事務所方南支所、清掃事務所高円寺車庫、環境活動推進センター)

資源(古紙・びん・かん・布類)

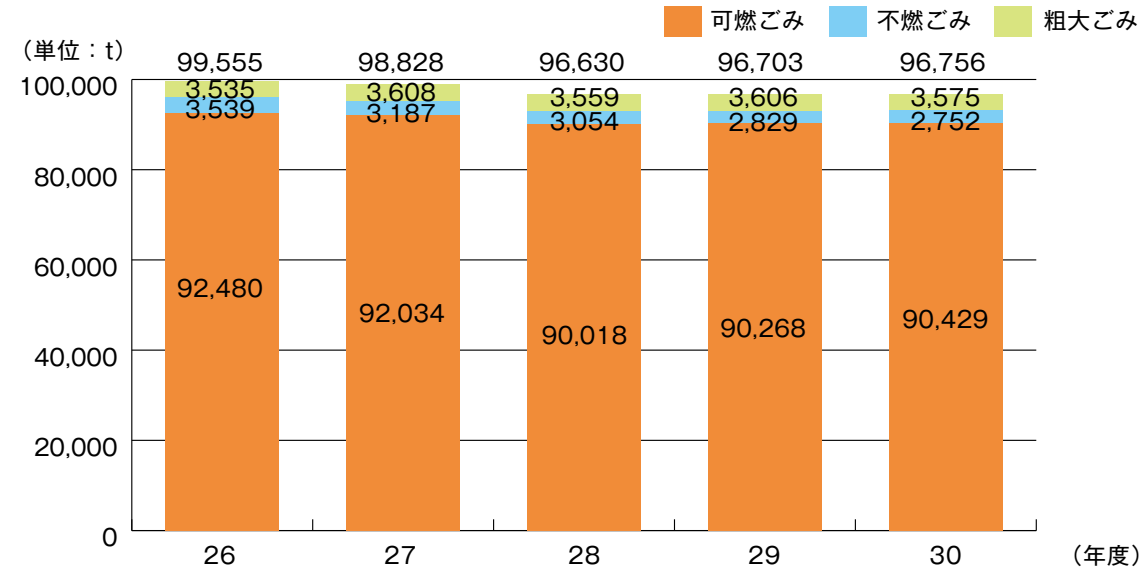
町会・自治会、集合住宅の管理組合、PTA等地域の団体が主体となって行う資源回収です。資源の回収量に応じて、登録団体へ報奨金6円/kg(町会・自治会は7円/kg)を支給します。



写真：東京二十三区清掃一部事務組合提供

5 ごみ・資源の量

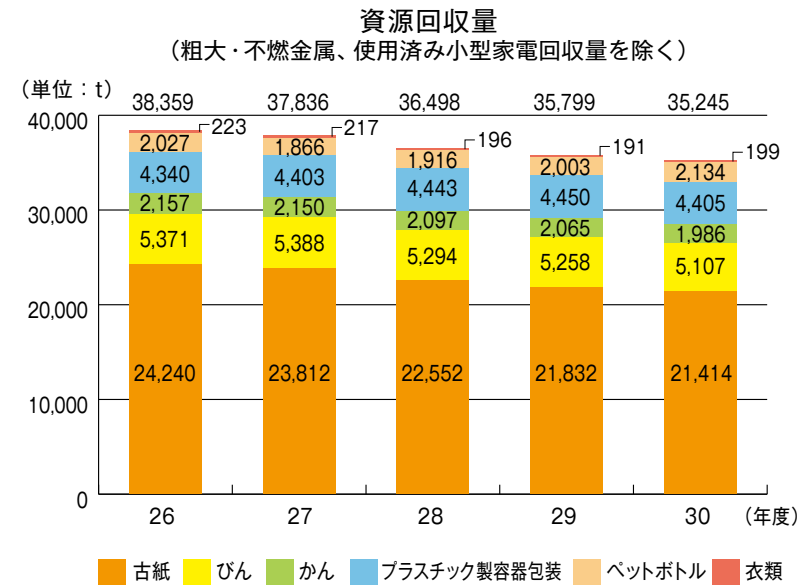
① ごみ収集量



※端数処理により、総量は各数値の合計と一致しない場合があります。

区のごみ量は横ばいで推移しています。令和元年度に実施した家庭ごみの組成調査によると、ごみ収集量全体の約90%を可燃ごみが占めており、その中の割合では生ごみが約37%で最も多く、次いで紙類が約15%となっています。

② 資源回収量 (行政回収・集団回収・拠点回収)

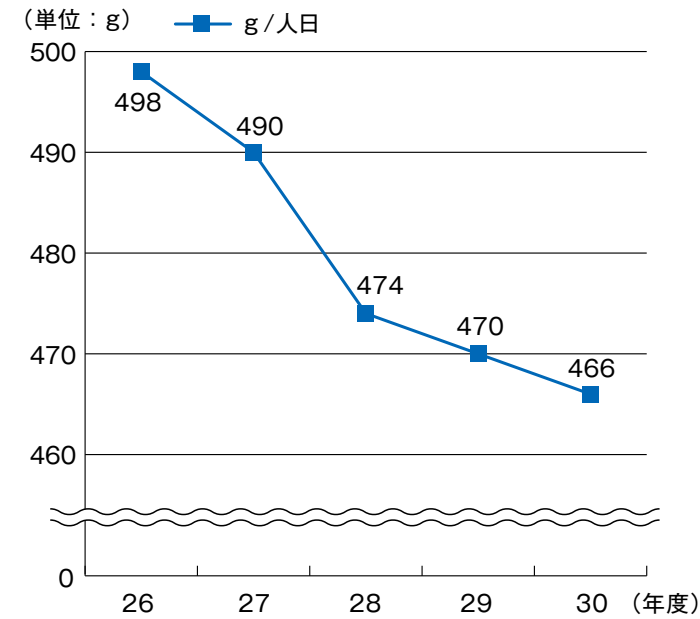


※端数処理により、総量は各数値の合計と一致しない場合があります。

粗大ごみからの金属回収及び小型家電の拠点回収を平成25年度から開始しています。

また、平成26年4月から一部地域を対象とした不燃ごみの再資源化事業を開始し、平成29年10月からは区内全域に拡大し、更なる減量、資源化に取り組んでいます。

③ 区民一人1日当たりのごみ排出量



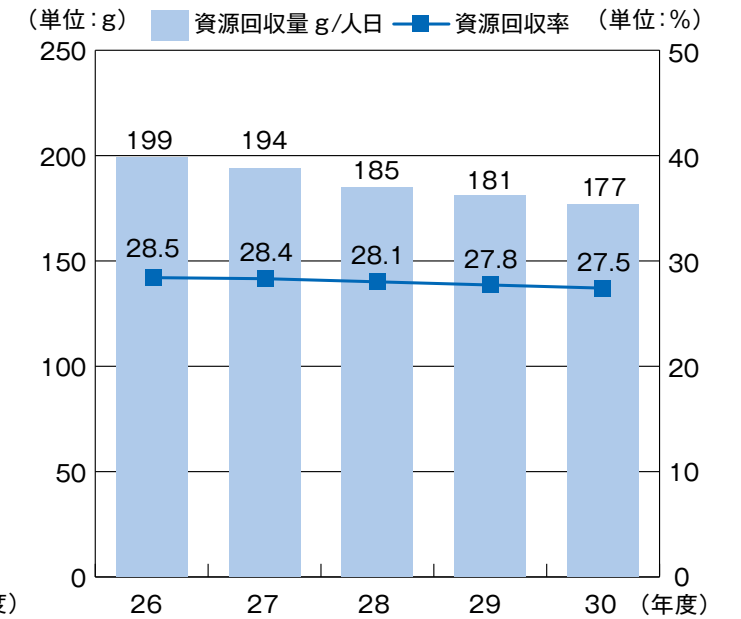
区民一人1日当たりのごみ排出量は年々減少し、23区の中で最少となっています。

区民一人1日当たりの資源回収量は、横ばいになっています。

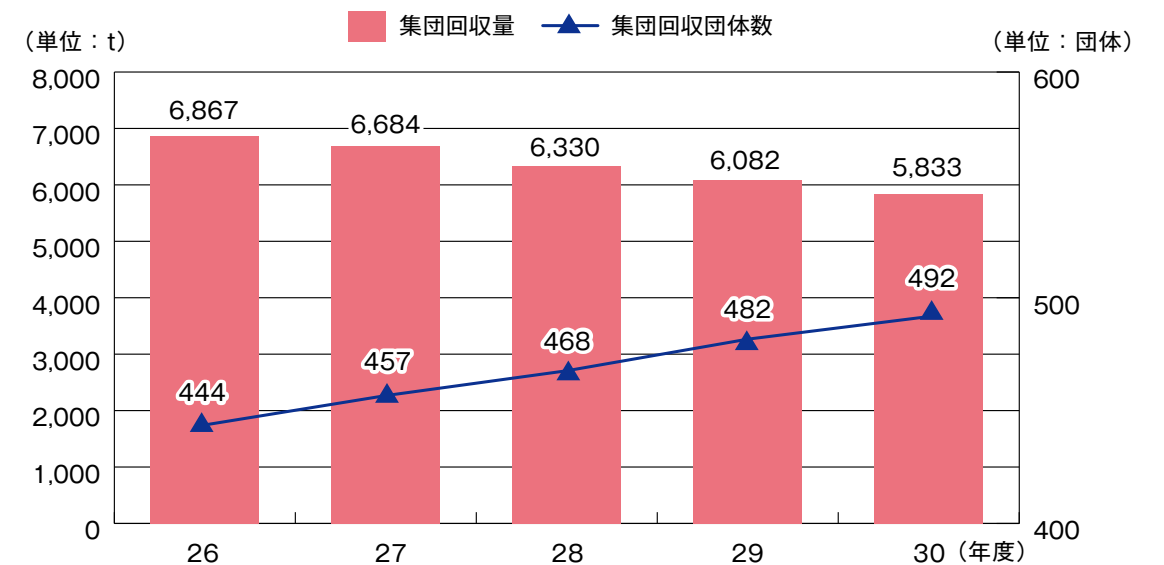
※区民一人1日当たりのごみ排出量 = (区が収集している年間の可燃ごみ量 + 不燃ごみ量 + 粗大ごみ量) ÷ 人口 ÷ 365日で算出。

※資源回収率 = 資源回収量 ÷ (区収集ごみ量 + 資源回収量) で算出。

④ 区民一人1日当たりの資源回収量・資源回収率



⑤ 集団回収量・集団回収団体数



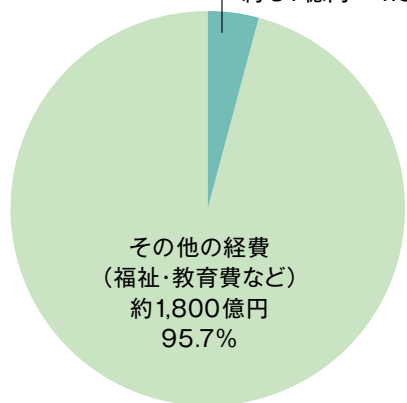
集団回収とは、区民による自主的な資源回収です (詳しくは P7 参照)。

集団回収団体は、平成26年度444団体から、平成30年度492団体に増加しました。区では、集団回収を通じて良質な資源の回収を安定的に進めるため、制度の周知に努めています。

6 ごみ・資源の処理にかかる経費

一般会計に占める割合

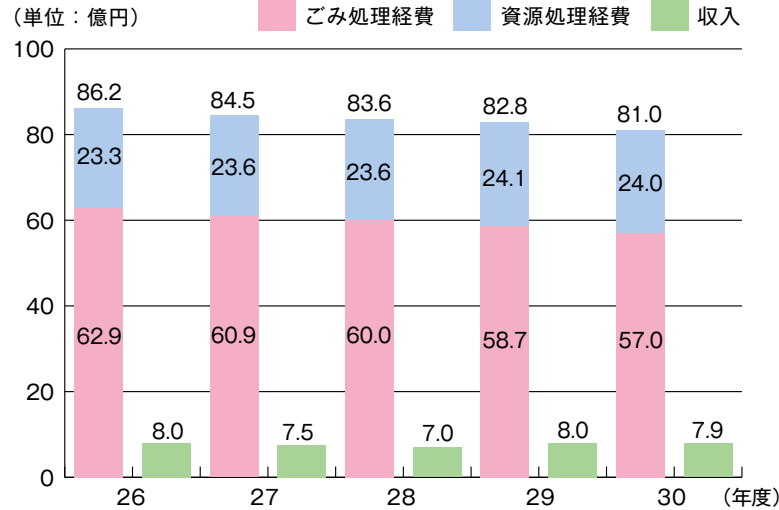
区全体
約1,881億円のうち
ごみ・資源の処理経費
約81億円 4.3%



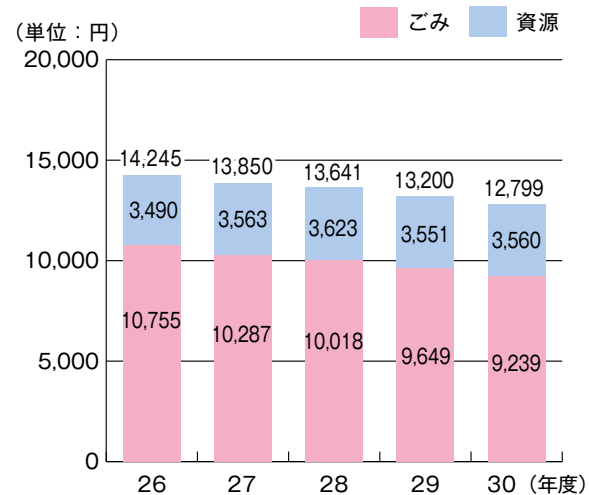
30年度

- 収入 粗大ごみ・事業系ごみ処理手数料、回収した資源(古紙・びん・かん・ペットボトル・有用金属類)の売払金などです。
- 経費 ・ごみ：可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの収集・運搬・選別にかかる経費(人件費等含む)です。
・資源：古紙、びん、かん、プラスチック製容器包装、ペットボトルの回収・運搬、選別保管にかかる経費です。

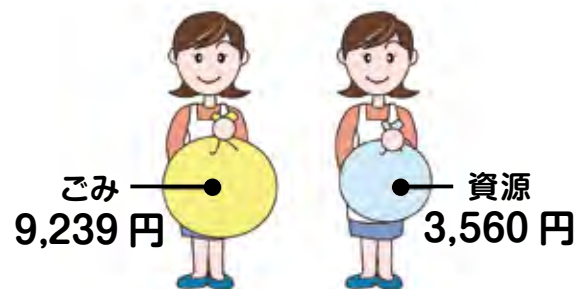
収入と経費の比較



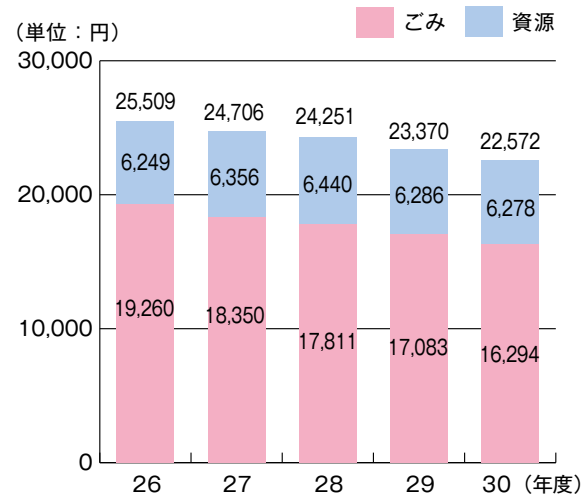
ごみ・資源の処理にかかる経費 (年間区民一人当たり)



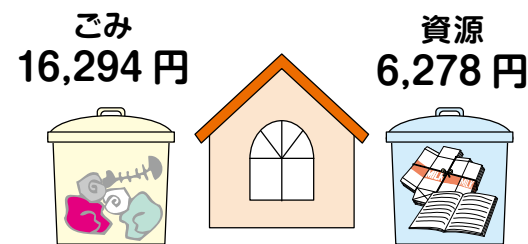
平成30年度 区民一人当たりの費用 **12,799円** (昨年度と比べ401円減)



ごみ・資源の処理にかかる経費 (年間一世帯当たり)



一世帯あたりの費用 **22,572円** (昨年度と比べ798円減)



7 杉並区の清掃事業の歴史

年	月	杉並区の動き	月	国・東京都・東京二十三区清掃一部事務組合の動き
2000年 (平成12年)	2月 4月	・「杉並区一般廃棄物処理基本計画」策定 ・清掃事業が都から23区へ移管	4月 5月 6月	・「容器包装リサイクル法」完全施行 ・「建設リサイクル法」制定 ・「循環型社会形成推進基本法」制定
2001年 (平成13年)			4月 5月	・「家電リサイクル法」施行(エアコン・冷蔵庫・ブラウン管テレビ・洗濯機が対象品目) ・「食品リサイクル法」完全施行
2002年 (平成14年)	4月 11月	・杉並区粗大ごみ受付センター開始 ・環境学習用スケルトン清掃車「ごみばっくん号」運行開始	5月	・「建設リサイクル法」完全施行
2003年 (平成15年)	3月	・「杉並区一般廃棄物処理基本計画」改定	3月	・「第一次循環型社会形成基本計画」策定
2004年 (平成16年)	3月 7月 11月	・プラスチック製容器包装分別収集モデル事業の実施 ・新潟県三条市・小千谷市災害派遣 ・ペットボトル集積所回収モデル事業開始	4月	・「家電リサイクル法」改正(冷蔵庫を対象品目に追加)
2005年 (平成17年)	9月	・カラス対策「黄色いごみ袋」を杉並区推奨可燃ごみ収集袋第1号として認定	1月	・「自動車リサイクル法」本格施行
2006年 (平成18年)	2月 10月	・粗大ごみ日曜収集・区民持込制度開始 ・雑がみの分別回収を区内全域で実施	4月	・清掃事業が区へ完全に移管される
2007年 (平成19年)	9月	・新潟県柏崎市清掃災害派遣		
2008年 (平成20年)	3月 4月	・「杉並区一般廃棄物処理基本計画」改定 ・廃プラスチックのサーマルリサイクルを区内全域で実施 ・プラスチック製容器包装・ペットボトルの集積所回収を区内全域で実施 ・不燃ごみを毎週から隔週収集に変更	3月 6月	・「第二次循環型社会形成推進基本計画」策定 ・「ごみ処理基本計画策定指針」改正
2009年 (平成21年)	1月 3月 4月	・不燃ごみを隔週から月2回収集に変更 ・杉並中継所操業終了 ・不燃ごみのうち、スプレー缶・カセットボンベ・ライターの分別収集開始	4月	・「家電リサイクル法」改正(対象品目に液晶・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機を追加)
2010年 (平成22年)			2月	・東京二十三区清掃一部事務組合「一般廃棄物処理基本計画」策定
2011年 (平成23年)	1月 5月	・化粧品びんを資源の「びん」として回収開始 ・仙台市清掃災害派遣(東日本大震災)	6月	・「東京都廃棄物処理計画」策定
2012年 (平成24年)	1月 4月	・杉並清掃工場建替え工事の開始につき搬入停止(～平成29年) ・水銀体温計・血圧計の拠点回収開始 ・インクカートリッジの拠点回収開始		
2013年 (平成25年)	4月 7月 10月	・粗大ごみから金属分等有価物回収及び資源化 ・「杉並区一般廃棄物処理基本計画」改定 ・小型家電15品目の拠点回収開始	4月	・「小型家電リサイクル法」施行
2014年 (平成26年)	2月 4月	・環境基本計画の策定 ・不燃ごみの選別、金属分の回収及び資源化を一部地域で開始 ・蛍光管の適正処理及び資源化		
2015年 (平成27年)			3月	・ペットボトルの店頭回収を廃止し、集積所での回収に移行
2016年 (平成28年)	7月	・分別達人への道～ごみへるるプロジェクト～の実施	3月	・「東京都資源循環・廃棄物処理計画」策定
2017年 (平成29年)	3月 4月 10月	・フードドライブ取り組みの開始 ・「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」に参加(東京2020組織委員会主催) ・杉並清掃工場への搬入再開 ・不燃ごみの選別、金属分の回収及び資源化を区内全域に拡大	10月	・杉並清掃工場竣工再稼働
2018年 (平成30年)	4月 7月 12月	・フードドライブの常設窓口の設置(4施設) ・「杉並区一般廃棄物処理基本計画」改定 ・食べのこし0応援店登録開始		
2019年 (平成31年・令和元年)	4月 6月	・家庭から出る食用油の拠点回収を開始(5施設) ・フードドライブの増設(10施設)		

8 杉並清掃工場 (東京二十三区清掃一部事務組合 管理運営)

施設概要



- 敷地面積 約36,000㎡
- ・ 建築
 - ① 工場棟 地上5階 地下3階
高さ約28m
 - ② 煙突 高さ約160m
 - ・ プラント
 - ① 焼却炉
型式：全連続燃焼式火格子焼却炉
(廃熱ボイラ付)
処理能力：600トン/日
(300トン/日・炉×2基)
 - ② 発電設備
蒸気タービン発電機
定格出力：24,200 kW

清掃工場の役割

清掃工場では、収集した可燃ごみを安全かつ安定的に効率よく焼却処理します。ごみを焼却することで、ばい菌や害虫、においの発生などを防ぎ、衛生的な環境を保つことができます。一方、焼却の過程では、排ガスや排水中に大気汚染や水質汚濁の原因となる物質も生成されるため、こうした有害物質を最新の公害防止設備で除去・削減し、環境負荷を確実に軽減しています。

ごみは焼却により容積が約 20 分の 1 に減容化され、埋立処分量の削減にもつながります。さらに東京二十三区清掃一部事務組合では、焼却灰をセメントの原料として資源化することで、埋立処分量の削減に取り組んでいます。

また、杉並清掃工場ではごみの焼却により発生する熱エネルギーを、より効率的に回収する高効率発電設備を導入し、発電出力の増加（旧工場の約4倍）を図るとともに、LED 照明・インバータ化等による消費電力の低減などの省エネルギー化に努め、地球温暖化防止にも寄与しています。

操業協定について

杉並清掃工場は、運営主体である東京二十三区清掃一部事務組合と杉並区及び住民代表とで締結された操業協定に沿って運営されています。操業協定は、和解条項（昭和 49 年）の精神を尊重し、安全で安定した工場の操業により公害の発生を防止して、地域環境の保全を図ることを目的とし、特別区の共同処理による安定的なごみの焼却体制を確保するよう努めるとともに、次のことを遵守するとしています。

- (1) 工場のごみ焼却能力は、日量 600 トン（300 トン炉 2 基）とする。
- (2) 焼却対象ごみは、原則として杉並区から発生するごみを中心とし、一部周辺区から搬入する。

杉並清掃工場の特色

杉並清掃工場は「地域にとけ込み、信頼される清掃工場」を目指します。

安全・安心の清掃工場

●環境汚染対策

最新の公害防止設備で対策を徹底しています。大気汚染防止については、旧工場の「協定値」よりも更に厳しい値を自己規制値として遵守しています。

工場の操業状況や環境調査結果などは、地域の皆さんに運営協議会でお知らせするとともに、東京二十三区清掃一部事務組合ホームページ等で公開しています。

環境にやさしい清掃工場

●緑化の推進

建物の壁面・屋上に緑化を行い、高井戸の景観にとけ込むようにするとともに、地面・建物への蓄熱の抑制等、ヒートアイランド対策を進めています。



●エネルギーの活用

ごみ焼却の熱を有効利用して国内トップクラスの効率発電を行っています。一部の熱は高井戸市民センターの温水プール等に供給しています。

また、屋上には太陽光発電パネルを設置し自然光を積極的に利用するとともに、地中熱を利用した空調設備を導入し、自然エネルギーの活用を図っています。

開かれた清掃工場

●ウォーキングロード

四季折々の草花が楽しめます。花壇には高井戸中学校から株分けされた「アンネのバラ」があり、地域のボランティアの皆さんと協働で手入れをしています。



●資料室「東京ごみ戦争歴史みらい館」

東京ごみ戦争の背景や旧工場が建設されるまでの経緯などを相關的に学習することができます。



●環境学習施設「高井戸の里 あし湯」

ごみ焼却で回収した熱エネルギーを「あし湯」を通して感じることができます。



区内の清掃・リサイクル施設



内容	連絡先	
収集全般に関すること 集積所に関すること	① 杉並清掃事務所	成田東 5-15-20 TEL 03-3392-7281
	② 杉並清掃事務所方南支所	方南 1-3-4 TEL 03-3323-4571
清掃車に関すること	③ 高円寺車庫係	高円寺南 2-36-31 TEL 03-3317-6771
可燃ごみの焼却施設	④ 杉並清掃工場	高井戸東 3-7-6 TEL 03-3334-5301
その他清掃・リサイクルに関すること	⑤ 区役所ごみ減量対策課	阿佐谷南 1-15-1 TEL 03-3312-2111 (代表)
環境・リサイクルに関する資料の 閲覧や貸出・講習会に関すること	⑥ 環境活動推進センター	高井戸東 3-7-4 TEL 03-5336-7352
区民のリサイクル活動に関すること	⑦ NPO 法人 すぎなみ環境ネットワーク	高井戸東 3-7-4 環境活動推進センター内 TEL 03-5941-8701
リサイクル品販売に関すること	⑧ リサイクルひろば高井戸	高井戸東 3-7-4 環境活動推進センター 1・2 階 TEL 03-3331-4360
粗大ごみの収集受付業務	粗大ごみ受付センター	年末年始(12/29～1/3)を除く。 ● インターネット(24時間受付) https://sodai.tokyokankyo.or.jp/ ● TEL 03-5296-5300 受付時間 毎日午前 8 時～午後 7 時 ● FAX 03-5296-7001(24 時間受付)

「杉並区の清掃事業」は、杉並区役所のホームページにも掲載しています。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/>

杉並区の清掃事業 令和元年度版 令和2年3月発行(隔年発行) 登録印刷物番号 31-0073

編集・発行 杉並区環境部ごみ減量対策課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号 電話 03-3312-2111(代表)